

(別紙)

太田市一般廃棄物指定ごみ袋等取扱要領

(総則)

- 1 この要領は、太田市一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店（以下「取扱店」という。）が、一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）と引換えに太田市一般廃棄物指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）及び太田市指定粗大ごみ処理シール（以下「粗大ごみ処理シール」という。）を交付し、処理手数料を太田市指定金融機関等へ納付する収納業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱店の責務)

- 2 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 指定通知書に記載された店舗で行うこと。
 - (2) ステッカーを表示し、取扱店であることを明示すること。

(業務内容)

- 3 取扱店の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 指定ごみ袋等の販売

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年太田市条例第175号）に定められた種類及び金額をもって販売するものとする。ただし、販売に当たっては、原則として全種類の品目を備えるものとする。

(2) 留意事項

販売金額は、割引等を行わないものとし、掛売り等も原則として禁止とする。また、目的外使用及び粗品等としての無料交付などは、取扱店の指定取消事項とする。

(発注及び納品)

- 4 発注は、取扱店が必要量を勘案のうえ、ファクシミリ等で配送業者に連絡することにより納品されるものとする。ただし、発注単位は、梱包単位とし、納品の際は、数量を確認の上、伝票に押印し収受するものとする。

(在庫管理)

- 5 指定ごみ袋等は、厳重に管理するとともに、出納簿又は電算機器により確実に管理するものとする。

(処理手数料の納金)

- 6 発注により納品された指定ごみ袋及び粗大ごみ処理シールは、納品数量に応じて処理手数料を納付する買取方式とする。また、取扱店は、当月分の請求金額を翌月の納期限までに太田市指定金融機関に一括納付することとし、その請求書、納付書等は、太田市が発行したものを使用するものとする。納期限内に納付されないことが3ヶ月続く場合は発注受付を停止し、以降の催告に対しても納付の確認ができない場合は取扱店の指定取消事項とする。

(販売手数料の支払い)

- 7 太田市は、指定ごみ袋等の販売に係る手数料（「販売手数料」という。）を、指定ごみ袋等の種類及び料金により定められた利率によって得られる金額を販売手数料とし

て支払うものとする。また、販売手数料は、太田市が請求した処理手数料の納付が確認された後、取扱店届出の金融機関口座に振り込むものとする。なお、販売手数料は、消費税率を加算した金額を支払うものとする。さらに、処理手数料の納付書を確認することにより、取扱店より販売手数料の請求があったこととする。

(雑則)

- 8 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、太田市と取扱店が協議の上、誠意をもって解決するものとする。